

教育・保育の利用者負担額（案）について

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援法により、これまでの保育所に加えて幼稚園と認定こども園等についても市が保育料を設定することとなりました。

そのため、10月以降に始まる園児募集等の入所手続きに向けて、9月中に予定の額として公表するものです。

なお、利用者負担については、国が定める額を基準とすることから、正式な決定は年度末頃となる見込みであり、額については今後変動する場合があります。

1 教育認定（1号）保育料について

- (1) 従来各施設で定めていた保育料を市が市徴収基準額として定め、各施設が保護者から直接徴収する。
- (2) 国基準上限額25,700円に対し、市基準上限額は市内幼稚園(30園)の入園料および保育料等の平均額22,620円とする。
- (3) 各階層毎の保育料は、就園奨励費を考慮し、国基準の傾斜に合わせて設定する。

階層区分	1	2	3	4	5
	生活保護世帯	市民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	市民税所得割課税		
			77,100円以下	77,101円以上 211,200円以下	211,201円以上
国徴収基準額	0円	9,100円	16,100円	20,500円	25,700円
市徴収基準額	0円	8,000円	14,170円	18,040円	22,620円

※幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円。

※上記は園児募集の目安であり、国の動向等により今後変動するもの。

2 保育認定（2号および3号）保育料について

- (1) 保育料は、現行どおり、保育所については市が徴収し、認定こども園は園が保護者から直接徴収する。
- (2) 利用者負担が変わらないよう、現行の階層毎（25段階）の保育料とする。
- (3) 保育の必要量に応じて、現行の保育標準時間に加え、保育短時間（保育標準時間の▲1.7%で設定）の区分を設ける。
- (4) 各階層の算定基準額を同じ水準で、所得税額から市民税所得割額に置き換える。

認定の解説

- 1号認定…満3歳以上で幼稚園等で教育のみを希望する場合
- 2号認定…満3歳以上で保護者の就労等により保育所等で保育を必要とする場合
- 3号認定…満3歳未満で保護者の就労等により保育所等で保育を必要とする場合